

第六十八号議案

例 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表三の項中「二千八百円」を「三千二百円」に改める。

付 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（説明）

廃棄物の排出者に適正な負担を求めるとともに、廃棄物処理手数料を改める必要があるため、本案を提出いたします。